ITJ Lab 著作権の権利ガイド

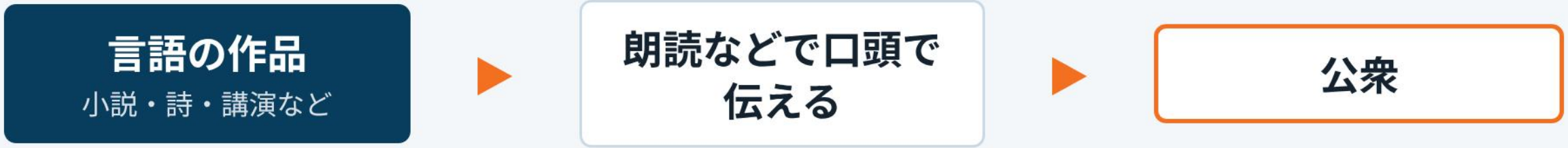
口述権（第24条）

口述権は、小説や詩などの言語の作品を、公衆に向けて朗読などで伝えることについての権利です。

概要

ひとことで言うと

口述権のイメージ



条文

条文を読む（第24条）と「口述」の定義

第二十四条（口述権）

著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

第二条（定義）

十八　口述　朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、口述権の対象が、小説などの言語の著作物に限られると説明しています。

演劇的に口演する場合は除かれます。

録音された朗読や講演を再生する場合や、離れた場所のスピーカーで聞かせる場合も、口述に含まれるとしています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 19ページ（口述権）

図解

口述と上演の違い

言葉で伝えるか、演じて伝えるか

口述（第24条）	上演（第22条）
小説を朗読する	脚本をもとに劇を演じる
講演の録音を会場で流す	演劇的に口演する

まとめ

まとめ

1. 口述権は、言語の作品を公に朗読などで伝えることについての権利（第24条）。
2. 演じて伝える場合は口述ではなく、上演（第22条）の問題になる。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken